

## 經濟法

吉 永 榮 助

一

經濟法というのはドイツに生れた法觀念である。それは第一次世界大戰の時にドイツに公布された類しい法令を總括整理しようとする學問的努力から學者が一つの法域として創設したものである。従つて、その歴史は新しいが、それ程、短期間の中に普及し、又學問として確乎たる地位を占めたものは少ない。しかし、それは戦争或は危機に必然的に結びつくものではない、それは經濟の發展につれて、當然、獨立の法域として出現する必然性をも減ずる。先ずそれは何等かの形であれ、經濟と法との關係を問題にする。この經濟(廣義)と法との關係こそ、一橋に學ぶ者の重大な關心の一つであつたし、又あ

らねばならない。殊に法學を專攻する者の大部分は法現象と經濟現象との關係或は法律行爲の經濟的事情の分析を試み若くは商事若くは經濟に特別に關係深い法令の解説をするのが實狀である(例えば卒業論文のテーマを参照)。又商學を學ぶ者も、法形態の經濟的特色をあげるのを常とする。

このように廣く見ていくと、過去において經濟法に至るまでの過去をわれわれは次の如く三つに分けて考察することができる。一は商事法令から、二は經濟現象の法律問題から、三は企業法からというこれである。

一 商事法令から經濟法まで。

商事法令という講座の下でどういふ内容のものが開講されたか、講座擔當者とその時代により、紛々であつ

た。それは商事法令というのが、決して、法學としての獨立の部門若くは體系をなしているのではないから、その範圍も教授の主觀的に定め得る性質のものである。尙、專攻部に於ても、これと同様のものが、早くから開講され、その内容が、銀行、信託などの法令の解説であったとも言われる。學部に於ては、その内容は工業所有權、無體財産權であったし、或は産業組合などの主要な組合であったこともあるし、運送に關する特別法であったこともある。これらの法令が經濟法の中に包含されるかどうかは、經濟法の意義とその體系の理解如何に依るし人によって異なるであろう。最も廣く解する立場をとれば、これをすべて經濟法と稱することができるのである(例えばヴェストホフ (Westhoff) 並びに經濟法學會の立場)。だが、講義する人が、經濟法という觀念を考慮しないでなしたのであるから、この主觀的意圖から見て、經濟法以前のものとに屬する。

所でこの商事法令に關しての一橋法學の業績如何ということになる。この方面から見ての代表的著作として、孫田秀春「産業組合諸要論」(大正九年) 岩田新「信託法

新論(昭和八年)がある。前者は文字通り孫田博士の處女作であつたし、後者は岩田博士が信託法の講義をされながら、纏めたものである。然し岩田先生はこの信託法新論においては、寧ろ經濟法的方法から、却つて離脱している。それは、信託法の講義は商業學の信託若くは信託業と組んで、爲されたもので、確か内藤章教授がそれを擔當されたと記憶する。従つて講義を聞く者から見れば兩者の關係とか聯關を知り度い所であるが、岩田博士は信託法を信託業法の姉妹法たる性格から解放して一般法とし、この中に民事・商事の信託關係を包含し得ると解したのであつた。又この他にも賣渡擔保が信託法の諸規定の適用を受けること、及び信託の受益者の權利を物權説としたことなどで、この中には凡そ經濟法的の要素は見つからないで、寧ろ民法、私法一般の理論と信託との關係を攻究したといつてよい。

それならば岩田博士は、經濟法に對して無心だつたかといへば、そうではなく、晩年に「日本經濟法の理論」(昭和十八年)(後述)があることを特に記さねばならぬ。唯、岩田博士の經濟法は商事法令から發展させたも

のではないことは明らかである。岩田博士が經濟法を考察されるのは民法學者としての立場からであるから、民法と經濟法との關係において論じたのである。

## 二 經濟現象の法律問題

岩田新博士の「*Clausula rebus sic stantibus*」が商學研究三卷三號(大正一三年)に發表され、これに増補及び訂正が加えられて「經濟事情の變動と債權の效力」副題に「*Clausula rebus sic stantibus* (事情變更の抗辯)」として公刊されたのは大正十五年であった。確かにこのような經濟事情の變動が債權の效力に如何なる影響を與え、これを裁判所、學説がどう取り扱ったかという問題を取り上げたことは一橋法學であつたといえる。然しこれが果して經濟法的であつたかどうかは疑わしい。一橋法學的といつたのは、經濟變動殊にインフレーションの實質、即ち内容殊に數的表示或は把握についてはより正確に知識を得る地位若くは雰圍氣にあつたことを指す。(例えば著者の序文参照)しかし、この經濟變動の把握が直ちにどの程度法學的に取り上げる價值あるかは別問題である。このような聯關を鋭く學問的に問題視して、初

めて經濟法的といえるが、岩田先生の場合にはこれを要求する時代的意義が缺けていた。即ち純私法的な解決で足りたのでそこには政治的要素が介入していなかつたのである。この政治性の缺乏が右の著書をして經濟法的にさせなかつた理由と解する。この著者は専らこれに關するドイツの判例と學説を紹介してゐるのである。只テーマのプリオリティーについては、岩田博士は、自己の論文が日本において一番早かつたことを自負しておるが、商學研究という法律専門の雜誌でない機關誌に發表したために、世に認められなかつたことを残念に思つてゐた。一橋法學が専門の機關誌を有すべきことがこれより痛切に感ぜられたといつてよい。

岩田博士の著述中、民法の領域に屬するが、稍々經濟法的に取り扱つたと見られるのは「遲延利息論」(昭和一四年)である。この書は既に東京商科大学を去つて中央大學に奉職されてから、公刊されたものであるから、嚴格の意味で一橋法學といえないかも知れない。然し遲延利息に關して、ペトラツッキー (Petrazzcki) の所得論 (Die Lehre vom Einkommen, von Standpunkt des

gemeinen Civrechts unter Berücksichtigung des Entwurfs eines B. G. B. für das Deutsche Recht. 2 Bde 1893. 1895)を批判し、又わが國の諸學說との比較を試みたものであるが、この書物の本筋は恩師の梅博士、富井博士の學說の再検討であつた筈である。元來、「利息」或は利子というのは經濟上の現象である。同時にこれを民法、若くは私法上においてどのように規定するかは、法的立場において爲すのである。そしてどの程度、利息の經濟的性質を考慮するかはその規定の趣旨、目的、或は法の理念から判定すべきである。岩田先生はこの問題に對して經濟法的方法論的の意識を持たずに學說上これを追究される。そして明治大正昭和の時代別によりて學說史上の意義を述べられるが、經濟法的には全く意味がない。唯この際ペトラチッキーに從つて法律語である「果實」を所得(Binkommen)という觀念ですべて統一的に説明することも可であるとする。だが、この利息の經濟的性質から法律的思考の上に若くは理論構成上決定的に或は統整的に制約されるものがあるであらうか。若し經濟現象の中から、かゝる法律概念、若くは法律思考の統整因

經濟法

子が發見せんとするならば、それは後述の如く、經濟法の研究方法に類似してゐる。只、經濟法の場合には、經濟の自己法則性、乃至固有法則性の認識というに對して、ここでは單に經濟的性質の顧慮というに止まる。前者は「法則」なるが故に將來の効果をそれにより透察する必要があるが、後者はこのようなことは要求されない。利息制限法について、右の考え方を梅博士の考え方に對比して岩田博士は次の如く述べる(一五頁)。

「利息制限法の立法の目的は何處に在つたかは、今ま直接には知る由もないけれども、暴利行爲を不可なりとするに在るか、又は利息を契約自由の原則に委ねることを適當としなかつたかに在ると思はれる。前者ならば民法九〇條と立法の趣旨を同じくするものであり、利息制限法を俟つ迄もなく、同條の適用に依つても或る程度の高利は法律行爲を無効ならしむるものである。其程度に至らざる利息は、之れを當事者の意思の自由に放置して可なりや否やは、専ら經濟上の見地よりして決せらるべきものであつて、自由主義の經濟學說に從う限りは、法律に依つて利息額を制限する如きは誤りたる經濟政策であることにもならう。梅先生は利息制限法の廢止せらるべきことを主張されたのであるが、其の理由は此の種の經濟學說に依據せられたといふよりも、主として當時法律學に於いて支配してゐた意思自

由の學說に立脚せられた爲であり、又た利息制限法の取締が困難なることよりして、遵法の精神の爲にも實行の困難なる法律は廢止すべきであると主張せられたように記憶してゐる。之れに反し、利息が資本の利用に因つて生ずる元本の増殖額を收受することを目的とする以上は、資本の利用に依つて増殖せらるる限度を超えて、利息の存し得ざることは明白である。然らば如程なる限度まで資本は利用され得べきかといふことは素より各時代各社會の經濟事情に因つて定まることであるからして、現在法律關係より生ずべき利息が果して幾何を以つて客觀的に妥當するかは甚だ認定困難である。故に立法手段に依つて利息の最高限度を規定して置くことは極めて必要なることであり、其の額が經濟事情に適合せざるに至つたならば適當に之れを改正することも、亦た頗る必要のことと言はなければならぬのである。小生は此の後説の見地よりして、利息は當代社會の經濟事情に依つて定まるべきものであり、其の限度を超えたる利息の特約は法律上無効なることを主張したことがある。」(一九九頁—一五一頁)(傍點筆者)

以上引用句は長すぎたかも知れないが、梅博士の意思自治 *Privatautonomie* の原則の優位に對して、岩田博士は「資本利用の限度」という規準を置くが、これはその時の經濟事情に適合して、立法化され且つ改正もされねばならないという、このように、經濟の特有の性質を

深く考慮に入れたことは、少なくとも經濟法的思考といえるのではなからうか。

### 三 企業法から經濟法へ

企業法から經濟法への發展を思考されるのは米谷博士である。所論は難解な箇所もあるので、そのままの言葉を用する(商法概論1營業法昭和十六年、並び企業法、東京商科大学研究年報5)。

曰く「……社會政策への經濟政策の優位に伴つて企業法は經濟法への先驅者たる役割を果しつつ、それ自ら發展する合理性のために、經濟法的に統合化されて來たのである。即ち、社會法たる企業法は自ら展化しつつ、經濟法としての企業法に變貌し、擴充したのである」と(同・營業法1、四八二頁)。又曰く「恰かも商法が一般法たる民法の上に舊經濟の實用的要請の下に合理法として形成せられたと同じ意味において、經濟法なるものは商法中社會法的分子即ち吾々の企業法とそのまゝ變移吸收し、そこに殘存する營業法を一般法とする特別法として、その新なる發展的・合理的性格を新經濟の實用的要請の下に有つ法として形成されるのである」と(企業法よ

り經濟法へ、東京商科大学研究年報5、四三頁)。それならば、商法は經濟法の中に解消するかといえ左にあらざ、曰く、「今日、私法の公法化、社會法化乃至經濟法化にも限度がある。そこでは商法は大部分は所謂「書かれたる條理」(raison écrite)として經濟法の一般法としての意義を有つのである」と(同頁)。

確かに企業法と經濟法の關係は今日でも頗る困難な問題の一つである。企業法が將來經濟法の中に融合されるという説と企業法と經濟法は理論的に分離さるべしという説とに分かれている。何れも有力な學者の支持を受けているが、私はいずれかといえば、後説に傾くものである。

## 二

經濟法という講義が爲されたのは、昭和十五年からであつたかも知れない。しかし、ここに至るまでの過程を種々の角度から、反省してそしてこの學問の在り方と將來について、われわれは一橋法學の立場から確乎たる理解と主張とを持せねばならない。何となればこの經濟法

ほど一橋法學の特色を端的に表わしているものはないといつてよいと思われるからである。

この講義は常盤、米谷、吾妻、田上の諸教授、元教授と並びに吉永が交代に擔當したものでこれ程多數の關係教授が各々の立場から爲された講義はないであらう。終戦後は經濟法令の相對的縮少のために、講義も隔年になつてゐる。これをもつて、經濟法の重要性が少くなつたと見るのは皮相的な考えであり、又本學の傳統に對して著しい認識を缺くものと云える。

確かに經濟法という名稱は第一次世界大戰以後のものだけに、その學問性の細部については極めて異論がある。然しこれを否定する學者は少數である。それにも拘らず、そして又短い間に、これ程、各進歩的な學者から關心を持たれた學科はない。このことは既にクラウジング(Klausning)の指摘した如くである。これについて、本學に關係するものを中心として今少しく詳しく述べて見る。

先ずその學問性についての論争である。抑々本學關係の諸教授間において、學問上の論争が交されることは、

經濟學、商學に關しては珍らしいことではない。既に株式會社についての福田・上田・關博士の論争については述べた(一九二頁)。只法學關係において、講義、研究會などで、随分と激しい議論を闘わすことも時にあるが、公式に學説の批判が行われたのは、私の知る限りでは、次に述べる經濟法に關するものであったと思う。

それは前の教授であつた常盤氏と田上教授との間に行われたもので、主として經濟法の性格をめぐつて殊にそれが公法、私法にも屬しない一法域をなすか、或は公法、私法の混在にとゞまるかという點に關してゞあつた。常盤氏は法の三分説をとり、公法私法の他に經濟法の独自の法域を強調される。先ず各々の法は主體的に見れば、公法は國家、私法は個民、經濟法は共同經濟社會であり、又その各々の客體については、公法が政治的生活關係、私法が個民的生活關係であるのに對して共同經濟的生活關係であるとされる。常盤氏の説はドニストリヤンスキ I Dnistaynski と同一系統に屬するが、唯、常盤氏は經濟法の本質をエネルギー論的に説明する(一橋論叢五卷三號、尙後述)。これに對して田上教授は實定法の制度

的技術的必要に基づいて、公私法以外に經濟法の區別を認める必要がないとの見解を持し、經濟法の領域では公法と私法が混在するというラートブルフ(Radtbruch)の説に賛成される(一橋論叢六卷五號、七三頁―七四頁)。この田上教授の批判に對して常盤氏は更に反駁する(「商學研究の乘」昭和一七年六一九頁以下)。そして法律を技術的制度的にのみ觀察するならば、それは思想の貧困を結論するの他はないとまで極論される。私はこの論争に介入しようなどとは思わない。只、經濟法を少しく専門的に攻究すれば、それが獨立の法域たる價値を有すること、又たとえ、その法域は公法私法の混在であつても實質面から來る<sup>プラス</sup>αが存することは容易に認識し得る。

序に經濟法について否定的な説を掲げるとそれは本學の名譽教授であり、又多年に亘つて憲法行政法の講義をされていた美濃部博士であつて、博士は經濟法について、その實際的價値は承認されるも、理論上の價値は否定される(美濃部「經濟法に付いての一般的考察」法律時報、一二年八號二頁以下)。しかし、博士の經濟法という概念は「法の保護せんとする利益が經濟的利益に在ることを標

準と爲すものである」(同上四頁)とされる。このように経済法の内容を経済的利益にあるとされるから、それに對するものが非経済的利益となり、このような曖昧な標準をもって獨立の法域を認めることの困難は當然である。問題は美濃部博士の概念される経済法しかないか、即ち、他にこれと別個の経済法の概念があるとするれば、その學問性は改めて検討されねばならない。言うまでもなく、美濃部説の如き経済法には贊成者が殆どないのであって、私もこれを探らない。従って、博士の経済法否認説も、現在では殆どとるに足らぬということになる。

さて、右の美濃部博士すら、この経済法の實際的價値は認められる。若し實際的價値を或る程度高く評價すれば、それだけで一橋大學の獨立の講座に値する。筆者は學生であったとき美濃部博士の行政法の講義を聞いた者の一人であるが、先生は經濟に關する法令の講義をする意向を屢々漏らされたが、有名な貴族院における演説のために受けた壓迫から、遂に實現を見なかつたのは洵に残念であつた(昭和九—十年頃)。この頃には未だ經濟法という名稱が日本では普及されていないので、確か經濟

法という言葉を使用されなかつたと記憶する。

### 三

經濟法についての本學關係の諸教授の業績を紹介する前にわれわれは日本經濟法學會及び經濟法學會の成立を略述せねばならない。

日本經濟法學會が創立されたのは昭和十四年十一月十三日であつた。當時法學會においては、全國的な學會が未だ存在していなかつた。そこで日本經濟法學會の創立事情も少し「型破り」の點があつた。創立總會の會場に一橋講堂を使用し、事務所は當分一橋講堂内の經濟法研究所に置いた。この學會が如何なる役割を果したかは、ここで論ずる餘裕がないが、年報三冊を公刊していることを記する。たゞこれを切っかけにして、本學においても經濟法への關心が頗る昂まつたことは事實であつた。經濟法に關係する教授が交互に講義を擔當し、又數多くの論文を發表したのも、このような事情があることを知らねばならない。又常盤敏太元教授が右の經濟法研究所において編集事務をとりつつ、「統制經濟」という雑誌

を公刊していたが、その内容は經濟法に關する論文が頗る多かつた。

さて次に經濟法に關する著書並びに主要な論文を掲げて、若干の批判を試みる。

先ず論文ではないが、日本で最初に經濟法の紹介の勞をとられたのは、孫田博士の勞働法總論（大正一三年一四三頁以下）であつたといわれる。それには次の如く説いてある「經濟法とは『社會化經濟制度の全體』を謂ふ」とされ、「恰度勞働法が『社會化勞働制度の全體』であるのと相應する觀念である」とされている。

次に單行本として吾妻光俊「統制經濟の法理論」（昭和一九年）がある。これは經濟法に關する論文を集めたもので自由經濟或は統制經濟と法との關係又主に契約及び所有權が自由經濟から統制經濟の下にどのような變革を受けるかということなどを扱っている。尙勞働法關係の論文も附加されている。

岩田新博士も一橋を去つた後ではあるが「日本經濟法の理論」（昭和一八年）を出されている。岩田先生自身は民法學者で經濟法の専門家でないことを自らも認めてお

る。然し、本書の成る動機は何であれ、その當時の經濟法の學說と理論を網羅的に解説批判され、剩え、各種の經濟學說についても説明される。そして結論としては經濟法という獨立の範疇は存しないという否認説に立たれるが、經濟法をもつて、經濟政策の法であると言われる所は卓見であると思う。勿論岩田博士の説明中には當時の風潮に押された所謂「神がよりの」のものもないではない。この部分は過去の歴史的な意義しか有しない。

商法を擔當されていた米谷教授には左の如き論文がある、「階層秩序と經濟法」（日本經濟法學會年報三輯）「制度理論と經濟法」（法律時報一一卷七號）

博士によれば「經濟統制法現象は典型的な制度現象なのである」。そしてこの經濟法の領域に制度理論を展開し、經濟法の立體的構造を明らかにしたのが右の諸論文である。

常盤敏太前教授の經濟法に關する論文は「商學研究の栞」に收められ、「經濟法總論」は經濟法の解説とその文獻の掲載を主としたものであるが、この中に同氏の見解と思われるものが隨所に現われている。氏によれば、

經濟法とは共同經濟社會の生活秩序に固有な法律規範の全體である。この場合の共同經濟社會の生活秩序とは組織的社會それ自身の經濟秩序を意味するとされる（六一四頁）。

氏の説の特色は經濟法の本質をエネルギー論的に考えることである。これによると、「國家は法光源であり、われわれの要請は國家的、社會的、政治的、宗教的、道德的、自己的、經濟的に増大して、さしあたり國家にエネルギーを注ぐ、そのエネルギーは時代の要請に正比例する、國家はそのエネルギーに従って熱線を放射し、光線を放射し、そうして更に化學線をも放射しつつわれわれの生活を光被するのである。そうして三線の關係は化學線が放射されるようになったからといって、光線が消え、熱線が失せるものではない。今迄所屬不明のものとして光線の中に含ませて置いたものを分離し本然に獨立せしめた迄である。そうして放射線が波でもあり物質でもあり、ことが實驗し得るように、經濟法は秩序・技術・倫理たる法でもあり、秩序・生活・物質たる經濟でもある。」

（傍點筆者）

經濟法

物理學に暗い私は、この比喩は充分には理解できないが、さきに掲げた田上教授との論争から、常盤氏の言わんとする所を推察することはできる。唯遺憾なことは、經濟法の體系を完成せずして、一橋を去ったことであつた。

吉永には左の如きものがある。

「經濟秩序と經濟法」（東京商科大学研究年報、一九四〇年）

一）「經濟法の性格」（現代法學の諸問題所収（昭和二七年））

「經濟秩序と經濟法」の扱ふ所は法秩序と經濟秩序は「秩序」という點に共通分母を有する。そこで先ず經濟秩序が、自由、組織指導の各々の經濟體制の下に、法秩序と如何なる關係に立つか、という問題である。これによつて、經濟法がどのような經濟體制の下に、始めて、その完き姿となつて出現するか、それ以前の所謂胎生の姿は如何なるものであつたかを明らかにする。即ち、自由經濟體制の下では經濟秩序の優位が多くの場合に認められ、法秩序は消極的な意味しか有しない、この如き場合には經濟法という獨立の法域は存する餘地がない。組織經濟は自由經濟の弊害を匡正するために、種々の組織と方法が採られる。この際、法律によつて經濟の組織化

或は社會化が行われるから、そこに經濟秩序が法秩序によって、修正若くは制約されている關係が考えられる。

この場合に經濟法の存立の意義が見出されるが、自由經濟の組織化の目的が紛々なので、斷片的な經濟法しか現出しない。唯ここではこのような經濟秩序に影響を與えるべき、社會學的意味の法秩序が明らかにされ、従つて、社會學的考察方法が採られることに注目すべきである。

經濟法が體系化に適するようになるのは指導經濟體制の下であつて、こゝでは政策目標が明瞭に考えられ、この政策を實現するために、法秩序により經濟秩序が形成されていく、そして經濟政策實現のための法秩序が經濟法といふべきである。この場合に法秩序と經濟秩序との關係は動態的考察方法による。勿論、ここにいう經濟法の觀念は私一個の見解にもとづく。

然らば經濟法は如何なる性格を有するものか、これを取り扱ったのが第二の論文である。ここで經濟法が經濟政策を實現する手段であること、それは「形成」の原理によること、そして國民經濟的な對立利益の調整をはかると同時に政策目標に向つて指導統制の機能を行うも

のであることを論じた。

#### 四

このような經濟法が一橋法學と如何なるつながりがあるか。私見を述べるに先立って、ドイツのクラウジングが夙に喝破せることを左に記述する。

クラウジングは經濟法について、次の三點を指摘する。(Klausung, Wirtschaftsrecht, Bd 1, 1931, S. 7f.)

第一に現代的若くは時事的の法律テーマを扱う點において、古い傳統を持つ民法、商法、行政法と對比される。後者の科目は必しも時事問題に拘泥しないからである。經濟法はこの如き時代性を有することから、成人教育、教養講座等において重視される。

第二に商科大學、工業大學等のような實質的の、云わば総合的の學問を行う學校において、最も早く、その必要性、意義を認められていたということである。

第三に經濟法の學者若くは經濟法について何等かの講義をした人、論文を書いた人は、進歩的であるということである。これに反して、經濟法的思考に刺激、若くは

鼓舞されぬ者や、經濟法的方法を用いぬ者、又經濟時代に經濟法を必要とすることを理解し得ない者は時代遅れとすら非難される」と。

クラウジングの右の主張を一橋法學の立場から玩味すべきものが非常に多い。寧ろそのまま妥當すると思われる節も多々ある。その前にわれわれはドイツで實際において、經濟法の學科がどう扱われてきたかを略説する。

これもクラウジングによれば、一九三〇年頃のプロイセン、テューリンゲン等の法律試験に關する命令中に、民法、商法等の試験科目と並んで、經濟法の試験科目が既に存していた。又經濟學、商業學の教師の免狀の中にもこの科目が入れられていたし、又經濟學商業學の教師の免狀の試験科目にも、この科目が入れられていた。又各地の高等商業、高等工業、高等農林の諸學校における法學の學科の基礎部門になつてゐる。

このように商、工、農の大學専門學校において學科目として承認されていたばかりでなく、純科の法曹分野において、一九二一年のボムベルグにおける第三二回法曹會議に民法の他に「税及び經濟法部門」(Steuer-Wirtschafts-

artsrechtlichen) が置かれ、又一九二〇年以後には經濟及財政法部門「Abteilung für Wirtschafts- und Finanzrecht」と稱された。

最近の事情は詳にし得ないが、ドイツ法曹會報告の「部門」になつてゐることは確かである。Verhandlungen des 40 Deutschen Juristentag 1953 Bd II. Teil D. Sitzungsbericht der wirtschaftsrechtlichen Abteilung. があるも、未見である。いつから經濟法部門とされるようになったかは資料がないので、詳にし得ない。

さて、次に經濟法の講座が一橋法學において、どのような地位と特色を有するか、これまでの歴史的經過によりて、略々明らかであるがこれを平面的に見ての若干の特色を敘べる。

第一に經濟法は特別法の形式で存在する。勿論、特別法、一般法の關係は相對的である。

民法が一般法であつて、商法は民法に對しては特別法ではある。然しそれは商若くは企業に付ては一般法であり、その下に數多の商事特別法を有する、これに對して經濟法はより多く特別法的性質を有する法令より成る。

このことは次の意味を持つ。

第一に特別法は一般法に先立って適用されるという法原則の示す通り、實際の問題の處理に當っては先ずこれに關する特別法を知悉しなければならぬ。つまり、攻學上は一般法が特別法より優位を占めるが、實踐上は特別法が優先する。そしてこの實踐性こそ商學、經營學、會計學、或意味においては種々の政策學の基軸となつてゐる。然し又學問はこの實用性のみを指すものではないが、商法講習所の沿革から、この部分に相當重きをおかれてゐることは事實である。又經濟法も、一橋法學として教授される以上、この實用性と結びつけて考へることとは一面正しい。又實用性という點において、經濟法は企業よりも遙かに進んだ所がある。この故に昔から、「商事法令」の講座名において、銀行、信託、組合、特許などの各特別法が講義されてきた。これらは廣義の經濟法に屬するし、又現在の獨占禁止法、證券取引法は、公益事業に關する諸法令も民商法などに對して特別法である。尤も獨占禁止法を産業憲法と稱するが、これは上級法という意で、一般法に優先して適用される特別法的性質を否認するものではない。

何故、特別法の形式をとるか、それは變動に富む經濟事情により早く、より容易に適切な法的措置をとらんがためである。

第二に經濟法はより具體的内容を有つ。これは特別法という性質の反面實質的意味でもある。この具體的ということは、その内容が經濟的のものであるときには、屢屢他の専門科目に關係の深い對象とされ、ここに法と經濟の協同、相剋、或は調和の問題が生ずる、多くの場合、經濟的意味を理解しないでは、特別法の解説は不可能であるとすら考へられる。例えば金融關係の法令については金融論の理解が必要であり、又獨占的關係の場合については、經濟政策、商業政策、貿易論などにも深い關係があるし、更にアメリカ經濟論の理解が不可欠である。このようなことは證券取引法に對する證券市場論、投資、或は金融論の關係、又組合法に對する中小企業論、或は日本農業論の關係についても言える。

第三に經濟法は進歩的であり、又時代的である。このような特別法において、經濟法の本領が發揮されるばか

りでなく、特別法こそ、法律の進化の魁けとなるものと言われる。それはその時の實際の必要、或は需要が特殊の事項若くは領域において立法を促して、これが漸次普及する方式をとるからである。この意味でも特別法の研究の重大な意義があり、これが今後において、充分考慮されるべき問題であろう。この特別法の中、經濟法は實は經濟の自己法則性の展開、或は歴史的な政策による干渉、指導に應じて制定されたものだけに、經濟發展上も重要な指針となる。

要するに、經濟法は四つの意味において本學に重大な關係を有つ、第一はこれ程、本學關係のスタッフによつて、學問的に扱われたものはないといつて過言でない

點、第二はこれ程、法學と隣接科學との綜合、吸收を要求しているものはないといふ點、第三は、偶々であろうけれども、經濟法學會の事務所が本學に置かれていふ點、第四は、將來發展すべき學問性を含むが故にこのような新しい學問を體系化することに本學の特色があったといふ點、これである。この經濟法に對してどれ程の熱意をもつて當るかが今後の一橋法學の興亡の一端をつくることになると思ふ。又ジンツハイマーが喝破し、クラウジングが贊成する如く、經濟法は將來の法なのであり、われわれはこの前向きの法の體系化に多大の希望を持つて進むであらう。

(一橋大學教授)